地方独立行政法人
宮城県立こども病院中期計画

（平成３０年度～平成３３年度）

平成３０年２月

地方独立行政法人宮城県立こども病院

地方独立行政法人宮城県立こども病院中期計画

目　　次

前文 …… 1
第１　中期計画の期間 …… 2
第２　県民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置 …… 2
１　診療事業及び福祉事業
２　成育支援・療育支援事業
３　臨床研究事業
４　教育研修事業
５　災害時等における活動
第３　業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置 …… 7
１　効率的な業務運営体制の確立
２　業務運営の見直し及び効率化による収支改善
第４　予算，収支計画及び資金計画 …… 9
１　予算
２　収支計画
３　資金計画
第５　短期借入金の限度額 …… 9
１　限度額
２　想定される理由
第６　出資等に係る不要財産となることが見込まれる財産の処分に関する計画 …… 9
第７　前記の財産以外の重要な財産を譲渡し，又は担保に供する計画 …… 9
第８　剰余金の使途 …… 9
第９　積立金の処分に関する計画 …… 9
第１０　料金に関する事項 …… 9
１　使用料及び手数料
２　使用料及び手数料の減免
第１１　その他業務運営に関する重要目標を達成するためにとるべき措置 …… １０
１　人事に関する計画
２　職員の就労環境の整備
３　医療機器・施設整備に関する計画

前文

地方独立行政法人宮城県立こども病院（以下「法人」という。）は，宮城県知事から指示された法人が達成すべき業務運営に関する目標（以下「中期目標」という。）の達成に向けて，宮城県立こども病院（以下「当院」という。）と宮城県（以下「県」という。）のリハビリテーション施設の中核であった宮城県拓桃医療療育センターの機能を引き継いだ医療型障害児入所施設（注１）「宮城県立拓桃園」の協働的運用を確立して，県民のニーズに対応した急性期から慢性期に至るまでの高度な医療・療育サービスを提供し，医療・療育の水準の向上に貢献することとする。

法人が理念及び使命を持続的に実現していくため，当院や他の医療・療育機関の過年度実績を考慮した経営分析や定量的目標の策定を行い，収支の改善を図りながら，地方独立行政法人としての自主性・自律性を生かした業務運営の改善及び効率化に取り組む。

なお，本計画は，国が策定を要請している「新公立病院改革プラン」に代わるものと位置付け，宮城県地域医療構想や新公立病院改革ガイドラインを踏まえ，所要事項について定めるものとする。

１　理念

当院を整備する際に県が策定した「宮城県小児総合医療整備基本構想・基本計画」に掲げられた基本理念と当院の理念のもとに，東北唯一の小児専門病院として更なる発展を目指し，病院運営に努めていく。

⑴　宮城県小児総合医療整備基本構想・基本計画の基本理念
　すべての子どもにいのちの輝きを

⑵　病院の理念
　私たちは，こどもの権利を尊重し，こどもの成長を育む心の通った医療・療育を行います。
　私たちは，高度で専門的な知識と技術に支えられた，良質で安全な医療・療育を行います。

２　使命

⑴　こども病院は，県の小児専門医療及び小児リハビリテーションの核として，また，東北地方唯一の高度で専門的な小児医療を提供する病院として，急性期から慢性期に至るまでの高度な医療・療育サービスを総合的かつ効果的に提供する役割をより積極的に果たす。

⑵　安定した診療体制の構築と県内医療・福祉・教育機関との役割分担及び連携の強化を進め，医療・療育の需要に的確に対応するとともに，効率的な業務運営体制の確立を図る。

３　基本方針

⑴　チーム医療・成育医療及び総合的な療育プログラムを実践し，温かい医療・療育を行います。

⑵　こどもの成長・発達に応じたきめ細やかな医療・療育を行い，自立の心を育みます。

⑶　一人ひとりの成長・発達に寄り添い，安全で潤いのある療養・療育環境を整えます。

⑷　小児医療と療育の中核施設として，地域の関係機関と連携し，患者や家族の地域での生活を支えます。

⑸　こどもや家族と診療・療育内容の情報を共有し，情報公開に努めます。

⑹　自己評価を行い，外部評価を尊重するとともに，業務の改善や効率化を図り，健全経営に努めます。

⑺　臨床研究及び人材の育成を推進し，医療・療育水準の向上に貢献します。

⑻　職員の就労環境を整備するとともに，職員の知識・技術の習得を支援します。

第１　中期計画の期間

平成３０年４月１日から平成３４年３月３１日までの４年間とする。

第２　県民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

１　診療事業及び福祉事業

診療事業及び福祉事業については，県の周産期・小児医療及び療育に関する施策や県民のニーズの変化を的確に受け止め，利用者である県民に対して，成育医療や療育の理念に基づく高度で専門的な医療と療育を集約的に提供する。

患者及びその家族の視点に立ち，患者の権利やプライバシーの保護に配慮した，安全で質の高い医療と療育の提供に努める。

診療事業及び福祉事業の実施に当たっては，高度で専門的な医療と療育を適切に提供するための体制の構築を図るとともに，提供するサービスの質の向上を図る観点から，病院全体あるいは各部門の定量的目標を定め，その達成に向けて業務を遂行する。

⑴　質の高い医療・療育の提供

イ　高度で専門的な医療への取組及び政策医療の適切な実施

当院の特徴や強みを生かし，高度で専門的な医療に取り組み，診療体制の維持と更なる充実を図る。また，施設認定の新規取得等，周産期・小児医療水準の向上に努め，県の政策医療を適切に実施する。

ロ　高度な療育サービスの提供

障害児の保護，日常生活の指導，独立自活に必要な知識技能の付与及び治療という医療型障害児入所施設としての責務を果たし，障害児が，障害を克服し，生活していくために必要な能力を身につけられるよう，総合的な療育プログラムの実践等，多職種共同で，高度な療育サービスを提供する。

ハ　クリニカルパスの活用

医療の標準化，看護の均質化等を図るため，クリニカルパス（注２）の作成，活用を推進する。

作成・実施するクリニカルパスの増加に努めるとともに，クリニカルパス適用率の向上を図り，電子カルテ・クリニカルパス移行前と同水準である５０％程度まで適用率を上げることを目指す。

ニ　退院サマリーの作成

患者の退院後の継続した診療を円滑にし，質の向上を図るため，退院後，速やかな退院サマリー（注３）の作成に努める。

ＤＰＣ（注４）対象病院として，退院後２週間以内の退院サマリー作成率９０％以上の達成を目指す。

ホ　情報発信の強化と関係機関等との連携推進

⑷　情報発信の強化

東北地方唯一の高度で専門的な小児医療を提供する病院である当院の特徴や強みについて，県内外の医療・療育機関等に対し，様々な媒体（ホームページ，診療案内，広報紙，電子メール等）を用い，情報の発信に努める。

県内外の医療・療育機関と顔の見える関係を構築するため，管理者（院長）や地域医療連携部門の実務担当者による関係機関への訪問活動を積極的に展開する。

⑸　関係機関等との連携推進

東北地方唯一の高度で専門的な小児医療を提供する病院としての役割・機能を果たすため，ＩＣＴ（注５）の活用等により，県内外の医療機関との病病・病診連携（注６）や療育関係機関との連携を推進する。

登録医療機関・登録医の増加に努めるなど，当院の役割・機能の充実に対応した地域医療連携体制の強化を図る。

地域医療支援病院（注７）として，紹介率（注８）・逆紹介率（注９）の維持・向上に努め，紹介率８０％以上，逆紹介率５０％以上を目指す。

ヘ　小児リハビリテーションの充実

急性期から慢性期の患者に対し，そのライフステージに応じた生活機能の向上・改善のため，効果的かつ十分なリハビリテーション治療の実施に努める。

ト　在宅療養・療育への移行支援の推進

急性期治療後の病棟移行や在宅療養・療育への円滑な移行に向けて，契約入所者の退所後も見据えて個別支援計画の作成を担う療育支援室と，地域での療養・療育を必要とする入所者の在宅移行調整を担う在宅支援運営委員会が連携して，患者及びその家族が安心して療養・療育できる地域の環境を整備するなどの取組を推進する。

チ　救急医療の充実

(ｲ)　周産期・小児医療の救急医療への対応

小児三次救急医療（注１０）については，他の三次救急医療機関と密接に連携し，県内外の小児重症患者を広く受け入れる体制を構築するとともに，その実施に当たっての役割分担や連絡体制を整備した上で，常時対応する。

二次救急医療（注１１）については，時間外救急診療体制の強化を図るとともに，病院救急車の活用等を通じて，他の医療機関からの紹介転送や救急隊からの搬入依頼に積極的に対応し，救急患者の受入れの増加に努める。また，休日等における小児医療の確保のため，仙台市小児科病院群輪番制事業（注１２）に引き続き参加し，月２回程度を担当する。

仙台市夜間休日こども急病診療所等における診療への協力を引き続き実施し，県の一次救急医療（注１３）に寄与する。

地域周産期母子医療センター（注１４）として，周産期の救急医療に適切に対応する。

(ﾛ)　救急医療体制の充実に向けた検討

県における小児の救命率の向上，地域医療の充実への貢献を図るため，小児集中治療の充実など，小児三次救急体制に関し，県内の小児救急を担う医療機関との役割分担及び協力体制についての検討を進め，その方向性を踏まえながら当院の果たすべき機能・役割について関係機関と協議を行う。

小児重症患者の受入れ体制を強化するため，ＩＣＵ増床，集中治療科医師の増員，時間外救急診療に従事する一般当直医師及び救急外来看護師の増員等について，費用対効果を分析し，具体的な検討を行う。

(2)　患者・家族の視点に立った医療・療育の提供

イ　分かりやすい説明と相談しやすい環境づくり

患者及びその家族が医療・療育の内容を適切に理解し，納得した上で，治療や検査の選択を自己決定できるよう説明・相談体制を充実するとともに，説明・相談に適した環境整備に努める。

年齢に応じたインフォームド・コンセント（注１５）あるいはインフォームド・アセント（注１６）の実施に努める。

患者及びその家族の視点を重視してホームページの掲載内容を充実するなど，患者及びその家族が求める情報の発信に努める。

ロ　セカンドオピニオンの適切な対応

当院でのセカンドオピニオン（注１７）を希望する患者を受け入れるとともに，他の医療機関でのセカンドオピニオンを希望する患者を支援するなど，セカンドオピニオン希望者への適切な対応に努め，患者及びその家族の医療・療育内容の理解と治療の選択を支援す

る。

ハ　患者の価値観の尊重

患者及びその家族からの意見・要望等について迅速かつ適切に対応するとともに，患者及びその家族の目線に立った情報の提供に努め，医療・療育サービスの向上及び改善に取り組む。

患者満足度調査を，年１回実施し，その内容について適宜，分析・検討を行い，患者及びその家族のニーズを踏まえた改善に取り組む。

⑶　患者が安心できる医療・療育の提供

イ　医療倫理の確立

臨床研究（注１８）及び治験（注１９）について，臨床研究に関する倫理指針（平成２０年厚生労働省告示第４１５号）及び医薬品の臨床試験の実施の基準に関する省令（平成９年厚生省令第２８号）を遵守して実施する。

臨床研究及び治験の実施に当たっては，医療の倫理に関する方針等を倫理委員会及び治験審査委員会で協議し，医療倫理の確立を図るとともに，倫理委員会等の指摘事項を適切に反映する。

診療情報の提供及び患者の権利やプライバシーの保護に取り組み，患者及びその家族が安心できる医療・療育を提供する。

ロ　医療安全対策の充実

医療安全対策を推進するため，医療安全推進室，安全対策委員会及びリスクマネージャー（注２０）会議が連携して，インシデント（注２１）事例の適正な分析等を行い，再発防止や重大なインシデント（注２２）（レベル３ｂ以上）の縮減を図る。

重大なインシデントが発生した場合に迅速に対応できる体制を整備する。

定期的に病棟や診療関連部門のラウンドを実施し，危険予知対策を行う。

職員が共通認識のもとで医療安全行動がとれるよう，常にマニュアルを見直しし，周知，実践する。

医療安全対策に係る教育，研修を行い，意識，技能の向上を図る。

ハ　院内感染防止対策の充実

院内感染防止対策を推進するため，感染管理室，感染対策委員会及び感染制御チーム（ＩＣＴ）が連携して，院内ラウンド（注２３）の充実，発生・蔓延防止対策の立案，実行，評価等に取り組み，患者及びその家族並びに職員の安全を確保する。

抗菌薬適正使用支援チーム（ＡＳＴ）による抗菌薬適正使用に関する介入及び教育・指導を強化し，抗菌薬の適正使用に関する協議，指導の強化を図る。

院内感染防止対策に係る教育，研修を行い，意識，技能の向上を図る。

２　成育支援・療育支援事業

こどもの権利を尊重し，こどもの望ましい成長を支える成育医療及び障害を克服し自立した生活を送れるよう温かく見守り育む療育を実現するため，成育支援部門及び療育支援部門に様々な専門職を配置し，隣接する宮城県立拓桃支援学校と協力して，こどもの成長・発達を支援する。

こどもの成長・発達の支援，患者及びその家族に対する心理的・社会的支援及び在宅療養・療育の支援等を通じて，患者及びその家族が抱える諸問題の解決と調整を図る。

医療と療育を一体的に提供する施設として，病院ボランティアを積極的に受け入れ，病院スタッフとの協働により，より充実した患者サービスの提供に努める。

成育支援・療育支援事業の充実を図るため，定量的目標の策定及び評価に基づく改善に特に努めるとともに，実践内容を整理し，その効果的な活用を図る。

⑴　成育支援・療育支援体制の充実

こどもの成長に合わせた成育医療と療育を適切に提供するため，成育支援部門及び療育支援

部門に必要な専門職（保育士，チャイルド・ライフ・スペシャリスト（注２４），子ども療養支援士（注２５），臨床心理士，ソーシャルワーカー（注２６），看護師，認定遺伝カウンセラー（注２７），ボランティアコーディネーター（注２８）等）を適正に配置する。

成育支援・療育支援事業に係る日ごろの実践内容を整理・評価するとともに，各々専門職としての経験を蓄積し，技量の向上に努める。

⑵　こどもの成長・発達への支援

患者及びその家族のＱＯＬ（生活の質）及びアメニティ（環境の快適性）の向上に努め，専門性を生かした関わりとともに，「あそび」や様々な体験を通して，こどもの成長・発達を支援する。

慰問の受入れ，行事・イベントの開催等により生活に彩りを与えるとともに，宮城県立拓桃支援学校と連携するなど，患者及びその家族にとってより良い療養・療育環境プログラムを提供する。

⑶　患者と家族の心理的援助及び社会的問題等への支援

インフォームド・コンセント，インフォームド・アセント後に，医療者から受けた説明に対する患者と家族の理解状況を確認し，各々に合った方法を用いながら，検査・治療に対する適切な理解と不安の軽減に繋がるよう支援する。

患者及びその家族の心理的・経済的・社会的問題に対しては，患者相談窓口において総合的な相談に対応するなど，関係する専門職が連携して，その解決・軽減に向けて，早期から積極的に支援する。

当院だけでは解決困難な患者及びその家族の諸問題に対しては，院外の関係機関との連携を図り，その解決・軽減に向けて，積極的に支援する。

児童虐待などのこどもを取り巻く複雑な環境に対応するため，家族関係支援委員会等において対応策を協議する。

⑷　在宅療養・療育支援の充実

イ　障害児とその家族の地域生活の支援

障害児とその家族が障害を理解し，受け入れ，地域で安心して生活できるよう，障害に対する理解を深めるための学びの機会を提供する。また，医療・療育サービス等に関する相談支援をきめ細かく実施する。

ロ　短期入所及び体調管理入院の充実

短期入所，体調管理入院の充実を図り，在宅療養・療育への移行及び在宅療養・療育の継続へのより一層の支援に努める。

⑸　病院ボランティア活動の充実と支援

より充実した医療・療育サービスを提供するため，病院ボランティアと病院スタッフとの協同的連携を図り，ボランティア活動の充実に努める。

ボランティア研修の充実を図るなど，ボランティア活動が患者及びその家族にとって有益なものとなるよう支援する。

３　臨床研究事業

院内のみならず県及び東北地方全体の周産期・小児医療・療育水準の向上のため，臨床研究を積極的に遂行する。

臨床研究推進室の体制等の充実に努め，臨床研究を活発かつ計画的に遂行し，質の高い臨床研究，治験を推進する。

⑴　臨床研究の推進

倫理委員会において，臨床研究の対象となる個人の人権擁護，利益・不利益及び危険性等を適切に審査し，臨床研究の活発な遂行を図る。

東北大学との連携等を図り，科学的根拠となるデータ集積及びエビデンスの形成に努める。

診療及び研究の成果を論文として発表し，国内外への発信力を高めるとともに，その成果の臨床への導入を推進する。

⑵　治験の推進

治験審査委員会において，治験を実施することの倫理的，科学的及び医学的見地からの妥当性について審査するなど，治験の原則に則して適切に推進する。

東北大学病院臨床研究推進センターの東北トランスレーショナルリサーチ拠点形成ネットワーク（ＴＮＮ）（注２９）や国立成育医療研究センターを核とした小児治験ネットワーク（注３０）等を積極的に活用し，当院の特徴を生かした質の高い治験を推進する。

⑶　臨床研究支援体制の充実

臨床研究及び治験の推進を支えるため，臨床研究推進室の体制を整備し，職員による臨床研究を奨励するとともに，院内研修会を充実させるなど，新しい知識と技術の習得・向上を支援する。

４　教育研修事業

当院の研修プログラムの充実や他の臨床研修病院との連携等により，研修医や地域医療を担う医師等の確保及び育成に積極的に取り組む。

職員の資質向上に資する取組を積極的に支援する。

県内の医療・療育従事者に対する知識及び技術の普及のための研修事業の充実を図る。

⑴　質の高い医療・療育従事者の育成

イ　質の高い臨床研修医（初期研修医）や後期研修医の育成

協力型臨床研修病院（注３１）として，基幹型臨床研修病院（注３２）に所属する医学部卒後１年目から２年目までの臨床研修医の研修（１～２か月間）を積極的に受け入れる。

医学部卒後３年目から５年目までの後期研修医については，当院独自の後期研修プログラムに基づいた質の高い研修を提供し，他の後期研修病院と密接な連携及び人的交流を図りながら良質な医師を育成する。

特に，小児内科系コースに関しては，当院の後期研修を東北大学小児科研修協議会による「小児科研修プログラム　ｉｎ　ＭＩＹＡＧＩ（注３３）」の一環と位置付け，プログラムに登録した後期研修医のローテート（注３４）研修を積極的に受け入れる。

医学情報の検索・入手環境の整備，研究支援体制の充実，各種研修会の開催，臨床研修指導医講習会への参加等を通して，教育研修環境の整備に努める。

ロ　専門医の育成

医療内容の高度化や増患対策（注３５）等の課題に対応するため，小児医療における各領域のサブスペシャリティ専門医（注３６）を目指す卒後６年目以降で後期研修を修了した若手医師を受け入れ，当院独自の専門研修制度と関連施設との協力体制の下に次世代の専門医を育成する。

ハ　東北大学との連携講座の推進

平成２１年１２月に締結した東北大学大学院医学系研究科との協定に基づいて連携講座（先進成育医学講座）を設置し，成育医療の研究・診療に従事する優れた専門人育成を行い，成育医療の発展に向けた社会的要請に応える研究・教育活動を推進する。

ニ　職員の資質向上への支援

医師をはじめ，看護師，薬剤師，医療技術職員及び事務職員等に対する院内研修会等を充実するとともに，新たな知見獲得，病院として必要な資格取得，自己啓発等のため，各種学会，外部研修会への参加等，職員の資質向上のための支援に努める。

⑵　地域に貢献する研修事業の実施

イ　地域医療支援病院としての研修事業

地域医療支援病院として，県内外の周産期・小児医療従事者及び関係機関への教育的役割

・情報発信的役割を果たすため，地域医療連携推進計画に基づき，登録医療機関の医師，登録医療機関職員，関係機関の職員に対し，講演会，症例検討会等の地域医療研修会を年１２回以上開催し，その充実を図る。

ロ　療育拠点施設としての研修事業

療育拠点施設として，療育支援に必要な知識・技術の習得，リハビリテーション人材の育成，関係機関との連携をコーディネートできる人材の育成に繋がる取組として，療育支援研修会，講習会を開催し，実習支援を行うなど，地域の療育スタッフ等の資質向上を図る。

5　災害時等における活動

災害，新型インフルエンザ等感染症（注３７）などの公衆衛生上重大な危害が発生し又は発生しようとしている場合には，迅速かつ適切に対応する。

大規模災害が発生した場合に，迅速かつ的確な対応ができるよう，医療救護体制の整備及び関係機関との連携等について検討し，災害対策マニュアルを整備する。

災害等の発生に備えて，定期的に防災マニュアルや事業継続計画の見直しを行うとともに，防災訓練等に努める。

防犯など安全対策については，防犯マニュアルに基づく訓練や研修を実施するなど，安全管理体制の徹底に努める。

第３　業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

1　効率的な業務運営体制の確立

医療・療育環境の変化に的確かつ機動的に対応するため，組織体制の適切な構築，医療・療育体制と経営管理体制の連携及び機能強化等により業務運営の改善や効率化を推進し，業務運営体制の強化を図る。

⑴　効率的・効果的な組織の構築

当院の持つ機能・役割に即した効率的・効果的な組織を構築する。

医療・療育ニーズや医療・療育を取り巻く環境の変化，業務量等の変化に対応できる適正な職員配置に努める。

職務遂行能力や適性を反映した職員配置を行う。

⑵　業務運営体制の強化

経営企画部門を強化するとともに，事務職員の専門性向上と組織活性化に取り組み，経営力の強化を図る。

ＰＤＣＡマネジメント（注３８）による運営を徹底し，業務運営体制の強化を図る。

⑶　職員の参画等による業務運営

日常の医療・療育活動の中で把握した患者ニーズを各業務に反映させるなど業務改善に取り組むとともに，業務運営への職員の主体的な参画を促す体制を整備する。

2　業務運営の見直し及び効率化による収支改善

他の小児病院等との比較を通して，経営分析を行うとともに，各種経営指標を活用し，法人の業務全般について最適化を図り，収益の増加及び経費の節減に取り組み，収支改善を図る。

⑴　医療資源の有効活用

法人が有する人的資源，物的資源及び情報資源を有効に活用して，収支改善を図る。

イ　病床の効率的な利用の推進による収支改善

病床の管理体制を充実させ，入退院予定情報，空床情報等を集約して，緊急入院患者等が速やかに入院できる体制を整える。

患者数の増加に向けて，組織一丸となった具体的な行動計画を策定し，関係機関との連

携，広報活動の強化，救急患者の受入れ等を積極的に推進する。

病床利用率は，中期目標期間中に８０％以上の達成を目指す。

ロ　医療機器の効率的な利用の推進による収支改善

医療機器については，集中管理方式を徹底し，管理，点検，修理等を適切に実施することにより，ダウンタイム（故障・修理による使用不能時間）を減少させるとともに，維持コストの削減に努める。

医療機器の状態・状況により診療等が滞ることのないように，経年劣化の状態や稼働状況等の把握に努める。

ハ　診療報酬制度等に対応した体制の整備による収支改善

診療報酬制度や障害福祉サービス制度等の基準に適合した体制を整備し，人的・物的資源の有効活用を図る。

⑵　収益確保の取組

新たな診療報酬の取得可能性やＤＰＣの係数向上等について診療データを基に具体的に検討し，提供する医療・療育サービスとその提供体制に見合った収益を確保する。

収益確保に係る制度や算定状況に関する職員の理解を深め，また，診療報酬制度改定や障害福祉サービス等報酬改定への対応を迅速かつ適切に行い，事業収益の確保に取り組む。

診療報酬等の請求漏れの防止及び未収金発生の防止と早期回収に取り組む。

⑶　業務運営コストの節減等

医療材料・医薬品等の適切な管理，必要に応じた購入・管理方法の見直し，適正な職員配置，業務委託の見直し等により，経費の節減を図る。

イ　医療材料・医薬品等の適切な管理による節減

医薬品，医療消耗備品等の材料の購入については，競争性の確保，適切な在庫管理，契約品目数の標準化及び必要に応じた購入・管理方法の見直し等に努め，購入価格及び材料費比率の低減を図る。

棚卸資産の効率的な活用を図るため，月ごとに棚卸しを行い，過剰な在庫や使用期限の到来による廃棄が生じないよう徹底する。

医薬品については，診療報酬算定基準に対応し，後発医薬品の導入を推進するとともに，適正価格による購入に向けて価格交渉に注力する。

ロ　適正な職員配置及び業務委託の見直しによる節減

業務量に対応した適正な職員配置，業績を適切に反映する人事評価制度の活用，知識と経験のある退職者の再任用等の人材活用の促進等により，人件費率の低減を図る。

業務委託については，業務委託内容の見直しや競争性の確保等により，委託金額及び委託費比率の低減を図る。

人件費及び経費については，医業費用に占める割合が高いことから，定量的目標を定め，人件費比率と委託費比率とを合計した率の抑制等に向けて業務を遂行する。

⑷　財務分析の実施

会計処理を適切に行うとともに，医療情報システムを活用して財務分析を行い，経営の効率化を図る。

地方公営企業決算状況調査の調査結果等を活用して，他の医療・療育機関の経営情報を集積し，経営の効率化に資する。

⑸　外部評価の活用等

各事業年度に係る業務の実績等に関する評価の結果や平成２８年度に当院で実施された宮城県包括外部監査の結果等を業務改善に積極的に反映する。

公益財団法人日本医療機能評価機構の病院機能評価の受審・認定を通じて，継続的な質改善活動に取り組み，業務改善や病院機能の向上を図る。

第４　予算，収支計画及び資金計画

「第３　業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置」で定めた計画を着実に実施することにより，財務内容の改善を図り，平成３２年度までに，経常収支比率１００％以上，医業収支比率６８．０％以上の達成を目指す。

１　予算

別紙１のとおりとする。

２　収支計画

別紙２のとおりとする。

３　資金計画

別紙３のとおりとする。

第５　短期借入金の限度額

１　限度額

５億円とする。

２　想定される理由

医療機器の更新及び施設の修繕等を想定した資金繰資金の支払に対応するため。

第６　出資等に係る不要財産となることが見込まれる財産の処分に関する計画

中期目標期間中の計画はない。

第７　前記の財産以外の重要な財産を譲渡し，又は担保に供する計画

中期目標期間中の計画はない。

第８　剰余金の使途

決算において剰余金が生じた場合は，将来の病院建物の大規模修繕，改築，医療機器の整備などに充てる。

第９　積立金の処分に関する計画

第４期中期目標期間の最終事業年度終了後，地方独立行政法人法第４０条第４項に該当する積立金があるときは，将来の病院建物の大規模修繕，改築，医療機器の整備等に充てる。

第１０　料金に関する事項

１　使用料及び手数料

理事長は，使用料及び手数料として，次に掲げる額を徴収する。

⑴　健康保険法（大正１１年法律第７０号）第７６条第２項の規定により厚生労働大臣が定める算定方法（診療報酬算定方法）により算定した額

⑵　健康保険法第８５条第２項及び第８５条の２第２項の規定により厚生労働大臣が定める基準（食事療養及び生活療養費用算定基準）により算定した額

⑶　⑴及び⑵以外のものについては，別に理事長が定める額

２　使用料及び手数料の減免

理事長は，特別の事情があると認めたときは，使用料又は手数料の全部又は一部を減免することができる。

第１１　その他業務運営に関する重要目標を達成するためにとるべき措置

１　人事に関する計画

⑴　人事に関する方針

高度な専門知識と技術に支えられた良質で安全な医療・療育を提供するため，中長期的な視点の下，適切な人員を計画的に確保・配置する。

中期目標の初年度における常勤職員定員を５２５人とする。

多様化する業務に対応し，豊富な経験と知識に裏打ちされたノウハウ（注３９）を活用するため，退職者の再任用等を促進する。

障害者雇用率の達成に向けて，障害者雇用を推進する。

⑵　人材育成に関する方針

教育研修事業の充実や臨床研究支援体制の充実により，職員一人一人の専門性の向上を図る。

外部研修機関が実施する研修事業等を活用し，人材の育成を図る。

組織の活性化と職員のキャリア形成に資する人事ローテーションを実施する。

⑶　適切な人事評価の実施等

人事評価制度による適切な人事評価を行うとともに，法人運営及び病院運営への参画促進など，職員のモチベーションの高揚や意識改革に繋がる取組を推進する。

２　職員の就労環境の整備

日常業務の質の向上を図るため，職員の心身の健康状態を把握し，メンタルヘルス不調の早期発見と未然防止に活用するメンタルヘルスケア（注４０）等を実施する。

多様な雇用形態を導入するとともに，職員のニーズに対応した院内保育所の運営等の子育て支援を充実するなど，職員のワークライフバランス（注４１）に十分に配慮し，職員が健康で，生きがいを持って業務を遂行できる良好で快適な就労環境を整備する。

３　医療機器・施設整備に関する計画

⑴　医療機器・施設整備計画

医療機器，医療情報システム及び施設の整備に当たっては，その目的，費用対効果，県民のニーズ，医療技術の進展等を総合的に勘案して，財源を含む投資計画に基づき更新・整備する。

中期目標期間中に整備する医療機器，医療情報システム及び施設に関する計画は，別紙４のとおりとする。

⑵　医療情報システムの整備・効率的活用

中期目標期間における医療情報システムの更新，第三次医療情報システムの構築を計画的に行う。

電子カルテシステムを中心とした医療情報システムの業務の標準化及び運用改善を推進する。

電子カルテシステムと医療機器の情報連携を推進するなど，効率的な活用を図る。

⑶　大規模修繕計画の策定

施設整備については，１０年以上の中長期的な大規模修繕を視野に入れた整備計画を策定し，計画的に実施する。

中期計画　注釈一覧

No.	用　語	内　　容
注１	医療型障害児入所施設	施設に入所又は指定医療機関に入院している障害児に対して，保護，日常生活の指導及び知識技能の付与並びに治療を行う施設のこと。
注２	クリニカルパス	特定の疾病又は疾患を持つ患者に対する入院指導，入院時オリエンテーション，検査，食事指導，安静度，理学療法，退院指導などが一連の流れとして，スケジュール表にまとめられたもの。これが作成されることによって医療スタッフの情報の共有化及び医療の安全性にも繋がること。
注３	退院サマリー	医師が，入院患者の退院後に，治療経過を要約して記録する文書のこと。入院カルテ及び外来カルテにその写しを編さん・保管し，外来，再来又は逆紹介（治療した患者を地域の医療機関に紹介する措置）時に活用して，治療の継続性を確保する。
注４	ＤＰＣ	包括医療費支払い制度方式。「Diagnosis Procedure Combination」の略。従来の診療行為ごとの点数をもとに計算する「出来高払い方式」とは異なり，入院期間中に治療した病気の中で最も医療資源を投入した一疾患のみに厚生労働省が定めた１日あたりの定額の点数からなる包括評価部分（入院基本料，検査，投薬，注射，画像診断等）と，従来どおりの出来高評価部分（手術，胃カメラ，リハビリ等）を組み合わせて計算する方式のこと。
注５	ＩＣＴ	情報・通信に関連する技術一般の総称。
注６	病病・病診連携	核となる病院と地域の病院・診療所が行う連携。必要に応じ，患者を病院・診療所から専門医又は医療設備の充実した核となる病院に紹介し，高度な検査及び治療を提供する。快方に向かった患者は，元の病院・診療所で診療を継続する仕組み。
注７	地域医療支援病院	かかりつけ医を支援する能力を有し，紹介率８０％以上，救急医療の提供，地域の医療従事者を対象とする研修の実施などの要件を満たす病院として，知事が「地域医療支援病院」の名称使用を承認する病院のこと。
注８	紹介率	初診患者数に占める地域の医療機関からの紹介患者数の比率のこと。
注９	逆紹介率	初診患者数に占める逆紹介患者数の比率のこと。
注 10	三次救急医療	重篤な患者に対して高度な医療を総合的に提供する救急医療のこと。
注 11	二次救急医療	入院治療を必要とする重症救急患者に対する救急医療のこと。
注 12	仙台市小児科病院群輪番制事業	仙台市内の小児科を有する病院の一部が，土・日・祝日などの日勤帯について，小児に係る二次救急患者を輪番制で受け入れる体制のこと。
注 13	一次救急医療	軽症患者（帰宅可能患者）に対する救急医療のこと。
注 14	地域周産期母子医療センター	産科及び小児科（新生児医療を担当するもの）等を備え，周産期に係る比較的高度な医療行為を行うことができる医療施設として都道府県が認定するもののこと。

No.	用　語	内　　容
注 15	インフォームド・コンセント	診療に当たって，医療側が，患者に対して診断結果に基づく病状，治療の内容，目的，危険性，成功の確率及び他の治療方法等を説明し，患者の同意を得ること。 患者の自己決定能力が前提となっており，未成年者等の場合には保護者へのインフォームド・コンセントも必要である。
注 16	インフォームド・アセント	小児患者の治療に際して，自己決定能力があるとはみなされないこどもに対して，その理解力に応じて病名，検査・治療・処置等の内容を分かりやすく説明し，患者の了解を得ること。
注 17	セカンドオピニオン	第二の意見。医師の診断や治療法が適切かどうかを判断するために，患者やその家族が求める別の医師による意見のこと。
注 18	臨床研究	医療における疾病の予防方法，診断方法及び治療方法の改善，疾病原因及び病態の理解並びに患者の生活の質の向上を目的として実施される次に掲げる医学系研究（医学に関する研究とともに，歯学，薬学，看護学，リハビリテーション学，予防医学，健康科学に関する研究が含まれる。）であって，人を対象とするもののこと。 ①　介入を伴う研究であって，医薬品又は医療機器を用いた予防，診断又は治療方法に関するもの ②　介入を伴う研究（①に該当するものを除く。） ③　介入を伴わず，試料等を用いた研究であって，疫学研究（明確に特定された人間集団の中で出現する健康に関する様々な事象の頻度及び分布並びにそれらに影響を与える要因を明らかにする科学研究をいう。）を含まないもの（観察研究）
注 19	治験	人における試験を一般に「臨床試験」と呼び，「くすりの候補」を用いて国の承認を得るための成績を集める臨床試験を，特に「治験」と呼んでいる。
注 20	リスクマネージャー	医療機関内での医療安全活動の推進役のこと。
注 21	インシデント	患者の診療やケアにおいて本来あるべき姿から外れた行為や事態のことであり，具体的には医療上の事故等，ヒヤリ・ハット事例，医療行為による合併症のこと。その際、過失の有無や患者への傷害の有無は問わない。
注 22	重大なインシデント	医療者側の過失が疑われ，かつ患者に一定程度（レベル３ｂ）以上の障害を与えたもので，説明と同意が行われていないインシデントのこと。
注 23	院内ラウンド	医師，看護師，薬剤師，臨床検査技師などから構成される感染制御チームが行う，院内感染事例の把握及び院内感染防止対策の実施状況の把握・指導を行うための定期的な巡回のこと。
注 24	チャイルド・ライフ・スペシャリスト	病気やけがで慣れない病院生活を送るこどもに対し，その成長に合わせて病気や治療の理解を促し，不安やストレスを和らげる支援を行う資格者のこと。

No.	用　語	内　　容
注 25	子ども療養支援士	こどもは年齢によって理解できる内容や不安の程度が異なるため，病気を恐れたり混乱しないよう，こどもの成長・発達に合わせ，正しい情報を伝えるなどの支援を行う専門職（非国家資格）のこと。
注 26	ソーシャルワーカー	病気や心身の障害に伴う経済的不安や養育の不安など，治療しながら生活する上で必要な医療費助成や福祉制度を紹介し，また，患者及びその家族が社会生活が円滑にできるよう，教育や家庭環境に配慮し，支援する職種のこと。
注 27	認定遺伝カウンセラー	遺伝医療を必要としている患者や家族に適切な遺伝情報や社会の支援体制等を含む様々な情報提供を行い，心理的，社会的サポートを通して当事者の自律的な意思決定を支援する保健医療・専門職のこと。
注 28	ボランティア コーディネーター	ボランティアを希望する者の受入れを行うとともに，ボランティアを必要とする場所にボランティアを送り出す橋渡し役を担い，また，ボランティア活動が患者及びその家族に安らぎと快適さが生み出されるようにボランティアを支援し，ボランティア自身も楽しく充実した活動ができるよう調整する職種のこと。
注 29	東北トランスレーショナルリサーチ拠点形成ネットワーク （ＴＮＮ）	東北６大学（東北大学病院，弘前大学医学部，秋田大学医学部附属病院，岩手医科大学附属病院，山形大学医学部，福島県立医科大学研究推進戦略室）が中心となり，高品質でスピード感ある臨床研究や治験を実施するため，症例集積性の向上や，専門の人材の教育環境を整備し，東北地域全体の臨床研究や治験の活性化を計ることを目的としたネットワークのこと。
注 30	小児治験ネットワーク	日本小児総合医療施設協議会の加盟施設が以下の目的を達成するために設置した小児に特化した全国規模の治験ネットワークのこと。 ①　小児領域での治験等を推進させるなど，小児に使用できる医薬品等（薬事承認を取得）の拡大・充実を図り，小児医薬品等の早期開発に向けた受け皿として機能していく。 ②　小児領域での安全対策を推進させるための情報収集活動を通して，より安心・安全な医療の提供に寄与していく。
注 31	協力型臨床研修病院	臨床研修を行う病院のうち，他の病院又は診療所と共同して臨床研修を行う病院であって，基幹型臨床研修病院（注２５参照）でないもの。
注 32	基幹型臨床研修病院	臨床研修を行う病院のうち，他の病院又は診療所と共同して臨床研修を行う病院であって，当該臨床研修の管理を行うもの。
注 33	小児科研修プログラム ｉｎ ＭＩＹＡＧＩ	小児科医にとって重要となる卒後３年目からの小児科医育成プログラムを，東北大学病院小児科と宮城県立こども病院が中心となり東北地方の主要な小児科研修病院が一致協力して提供する小児科研修プログラムのこと。
注 34	ローテート	医療機関の若手医師が，ある一定期間，交代制で他の医療機関に勤務すること。

No.	用　語	内　　容
注 35	増患対策	患者数を増加させる対策のこと。
注 36	サブスペシャリティ専門医	ある分野の中の更に細分化された各専門分野についての知識・技能を修得した医師のこと。
注 37	新型インフルエンザ等感染症	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成１０年法律第１１４号）第６条第７項に規定する感染性の疾病のこと。
注 38	ＰＤＣＡマネジメント	目標を達成するためにまず計画（Plan）を立て，それを実施（Do）し，計画内容どおりに実行されたかどうかを検証し（Check），問題などがあれば改善（Action）する。そして，その改善（Action）を次の計画（Plan）に反映して，サイクルの各プロセスを繰り返し実施することにより継続的な改善を行う経営管理手法のこと。
注 39	ノウハウ	ある専門的な技術やその蓄積のこと。
注 40	メンタルヘルスケア	労働者と組織全体の心の健康レベルを引き上げることにより，企業の活性化や生産性の向上に繋げるという考え方のこと。
注 41	ワークライフバランス	仕事と生活の調和。「仕事」と育児や介護，趣味や学習，休養，地域活動といった「仕事以外の生活」との調和をとり，その両方を充実させる働き方・生き方のこと。

別紙1

予　　算

（単位：百万円）

区　　分	金　額
収入	
営業収益	37,134
医業収益	25,306
入院収益	17,569
外来収益	3,761
児童福祉施設収益	3,698
入院収益	2,856
外来収益	664
児童福祉収益	178
その他医業収益	278
運営費負担金収益	11,557
補助金等収益	271
営業外収益	346
運営費負担金収益	233
その他営業外収益	113
資本収入	2,702
長期借入金	2,702
収入合計	40,182
支出	
営業費用	32,409
医業費用	29,796
給与費	13,772
材料費	5,170
経　費	5,016
研究研修費	144
児童福祉施設費	5,694
給与費	3,786
材料費	481
経　費	1,414
研究研修費	13
一般管理費	1,106
給与費	975
経　費	131
控除対象外消費税等	1,257
資産に係る控除対象外消費税等償却	250
営業外費用	357
財務費用	351
その他医業外費用	6
資本支出	6,353
建設改良費	2,702
償還金	3,651
支出合計	39,119

（注1）金額については，端数を四捨五入している。
（注2）給与費については，定期昇給分を見込んでいるが，人事院勧告等による給与改定は考慮していない。その他費用については，物価の変動は考慮していない
（注3）資産見返戻入及び減価償却費，退職給付費用は含んでいない。

別紙2

収 支 計 画

（単位：百万円）

区　　分	金　額
収入の部	38,911
営業収益	38,565
医業収益	25,306
入院収益	17,569
外来収益	3,761
児童福祉施設収益	3,698
入院収益	2,856
外来収益	664
児童福祉収益	178
その他医業収益	278
運営費負担金収益	11,557
補助金等収益	271
資産見返運営費負担金戻入	235
資産見返寄附金等戻入	13
資産見返物品等受贈額	1,183
営業外収益	346
運営費負担金収益	233
その他医業外収益	113
支出の部	39,088
営業費用	38,731
医業費用	35,929
給与費	14,471
材料費	5,170
減価償却費	4,212
経　費	5,016
研究研修費	144
児童福祉施設費	6,916
給与費	3,984
材料費	481
減価償却費	1,024
経　費	1,414
研究研修費	13
一般管理費	1,295
給与費	1,022
減価償却費	142
経　費	131
控除対象外消費税等	1,257
資産に係る控除対象外消費税等償却	250
営業外費用	357
財務費用	351
その他医業外費用	6
純利益	△ 177

（注1）金額については，端数を四捨五入している。

（注2）給与費については，定期昇給分を見込んでいるが，人事院勧告等による給与改定は考慮していない。その他費用については，物価の変動は考慮していない

別紙3

資 金 計 画

（単位：百万円）

区　　分	金　額
資金収入	43,282
業務活動による収入	37,480
診療業務による収入	25,306
その他業務活動による収入	113
運営費負担金による収入	11,790
補助金等収入	271
投資活動による収入	1,500
長期性預金の償還による収入	1,000
投資有価証券の償還による収入	500
財務活動による収入	2,702
長期借入金による収入	2,702
前期中期計画期間からの繰越金	1,600
資金支出	40,619
業務活動による支出	32,766
給与費支出	18,533
材料費支出	5,651
利息の支払額	351
その他業務活動による支出	8,231
投資活動による支出	4,202
投資有価証券の預入による支出	1,500
固定資産の取得による支出	2,702
財務活動による支出	3,651
長期借入金の返済による支出	2,122
移行前地方債償還債務の償還による支出	1,529
次期中期計画への繰越金	2,663

（注1）金額については，端数を四捨五入している。
（注2）給与費については，定期昇給分を見込んでいるが，人事院勧告等による給与改定は考慮していない。その他費用については，物価の変動は考慮していない

別紙4

医療機器・施設整備に関する計画

中期計画期間中，医療機器等の更新など，法人が担うべき医療を適切に実施するため，状況に応じて医療機器及び施設整備への投資を行うものとする。
中期計画期間中の総投資額は，2,702百万円程度としつつ，状況に応じて増減があるものとする。

（単位：百万円）

医療機器・施設整備の内容	財源	予定額
医療機器整備 手術室内視鏡システム 第三次医療情報システム 新生児病棟生体情報モニタリングシステム 病棟用人工呼吸器 生理検査システム ギャッジベッド等一式　ほか **施設整備** 手術室空調設備整備費 新生児病棟空調設備整備費	宮城県からの長期借入金及び自己資金	2,702